

亀山市地域福祉計画推進委員会委員名簿

平成28年度

	氏名	要綱第3条第2項	所属
1	かわむら くみこ子 川村久美子	第1号該当 公募委員	
2	ふわ ためかず 不破爲和	第1号該当 公募委員	
3	まき た かつ よし 蒔田勝義	第2号該当 学識経験者	
4	あか し すみこ子 明石澄子	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市ボランティア連絡協議会長
5	くさ がわ かつ ひさ 草川和久	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市民生委員児童委員会協議会長
6	すず き とし かつ 鈴木壽一	第3号該当 社会福祉に関する地 域活動団体	亀山市地域まちづくり協議会連絡会 議 会長
7	ふる がわ てつ や 古川鉄也	第4号該当 社会福祉協議会の職 員	亀山市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長
8	さくま としお夫 佐久間利夫	第5号該当 市職員	亀山市健康福祉部長
9	こま たに みどり 駒谷みどり	第5号該当 市職員	亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室長

※推進委員会は、委員10名以内で組織する。

※事務局 健康福祉部地域福祉室

※男女の割合 3/9

○亀山市地域福祉計画推進委員会要綱

平成24年3月27日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく亀山市地域福祉計画に定める施策(以下「施策」という。)の推進に資するため、亀山市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、施策の進捗管理、評価及び検証を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- (4) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

1 地域福祉を支える意識づくり

(1)福祉意識の向上

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
学校と協力、連携しながら体験を通じた福祉教育の充実を図ります。	市内の小中高16校に対し、福祉協力校事業を実施した。高齢者宅への訪問活動や学校行事への招待などの取り組みを行っている。27年度よりモデル校(神辺小学校)を指定し、学校と社協が協働で年間を通じてのプログラムを作成し福祉教育の更なる充実を図った。 夏休み期間に中学生を対象に市内福祉施設の協力を得て、夏休み中学生福祉体験教室を行い、福祉に対する理解を深めることを目的に27年度は5日間開催し、述べ142名の中学生が参加した。 地域の福祉活動を行う財源確保を目的に中学・高校生が街頭募金を計11回行った。	福祉協力校に対し、助成を行うとともに、モデル指定校に対し年間を通して関わりをもつとともに子どもらに福祉教育の大切さを伝えていく。 中学生の福祉体験教室については、26年度より体験日数を5日間に増やし、福祉体験する機会を増やした。 地域の福祉意識の向上のため、中学、高校生とともに街頭募金を引き続き行う。
「社協だより」や社協ホームページにおいて、ボランティアや市民活動団体などの活動を掲載し、福祉のこころを育むための啓発活動に取組みます。	事務局内に編集委員会を設置し、市民が読みやすい紙面を目指し広報誌「社協だより」を年4回発行し、またホームページを活用し当事者団体やボランティアグループの紹介、サロン活動紹介、福祉委員会活動の紹介などを行った。27年度よりフェイスブックの運用を開始し、当会の活動や地域の情報発信を行った。	当事者団体やボランティアグループなどの紹介を積極的に行っていく。年4回広報紙を発行する。またホームページ、フェイスブックについて、アクセス数も増加し市民から好評をいただいた。引き続き広報活動の充実を図る。

(2)健康づくり・生きがいづくり

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
地域のふれあい・いきいきサロンの常設化を支援し、いつでも生きがいづくり活動がしやすい環境づくりをめざします。	地域に対して、前年度に引き続き積極的な設置を呼びかけたこともあり、新規に8ヶ所増加し計51ヶ所となった。また、地縁の薄い市営住宅において、集会所を利用した常設型のサロンもあり、延べ参加者数は4,661人であった。月2回以上活動されているサロンもあり、多くのサロン参加者から楽しみや生きがいになっているとの声が寄せられている。	サロンが身近にない地域もあるため、引き続き福祉委員会等へ、サロンがない地区ではコミュニティセンターを活用したサロンの立ち上げを働きかける。また、既にサロンに取り組んでいる地区については、できるだけ公民館や集会所などを利用したサロンを設置するよう働きかけを行っていく。28年度よりサロン助成手続きの簡素化を図り、サロン団体の負担を軽減していく。

(3)地域福祉の担い手づくり

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
福祉委員会を設置し、地域の中の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などを支援します。	全25地区342名の福祉委員が見守り・訪問活動に取り組んだ。また、福祉委員会が中心になってサロン活動をはじめ、世代間交流やひとり暮らし高齢者を対象にした事業を実施するなど各地域で助け合い・支え合い活動が行われた。	福祉委員会が設置されていない地区が1地区ある。地区内の自治会長の会合等に参加し説明を行うなど、立ち上げについて今後も働きかけを行っていく。 高齢者に対する活動が多く、今後障がいのある人、子育て中の親子などに対する活動や支援も広げていく必要がある。
ボランティア講座やリーダー養成研修などを実施します。	ボランティア活動を始めるきっかけ作りを目的に中央公民館と共催でボランティア養成講座を実施した。 ボランティアセンター登録団体(者)間において意見交換、情報交換を行うことにより活動の現状や課題について情報を共有し活動の活性化を図った。	ボランティア養成講座終了後、参加者が活動団体加入に繋がらなかったが、ボランティア講座終了後、市民から講座に対するボランティア依頼がありボランティア啓発の一助になった。

(4) ボランティア活動の推進

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
ボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座、シニアボランティアスクールを開催します。	26年度よりボランティア活動を始めきっかけ作りを目的に中央公民館と共催でボランティア養成講座を実施した。年齢層の多くはシニア世代の方であり、今後も継続して養成講座を開催する。	ボランティア養成講座終了後、参加者が活動団体加入に繋がらなかったが、ボランティア講座終了後、市民から講座に対するボランティア依頼がありボランティア啓発の一助になった。参加者の年齢層が高いため、若年層を対象としたボランティア講座を検討する。
ボランティアセンターは、行政と協力連携し、ボランティアの情報の収集・提供・交流、相談・連絡調整を行います。	27年度末で45団体744名及び7名の個人ボランティアがボランティアセンターに登録している。ボランティアセンター登録者に対し、保険加入の補助やネットワーク会議、交流会、助成事業を実施するなどの支援を行った。市の高齢者福祉担当者から在宅高齢者に対する傾聴や掃除などのボランティア要請があり、登録団体へ繋いだり、高齢者事業所へのボランティア団体へのマッチングを行った。 また、社協だよりのボランティア紹介コーナーにて、グループの紹介や長年ボランティア活動をされている方の紹介を行い、情報提供を行った。	新規のボランティアセンター登録団体が5団体増加した。しかし、ボランティアセンター登録者の高齢化が進むとともに、個人ボランティアの登録者も減少している。今後も広報等でボランティアセンター団体紹介や活動紹介を行う。またボランティアの相談・連絡調整を行いながら、団体の活動状況を把握し専門的なコーディネートに努める。
「社協だよりの」や社会福祉協議会ホームページを活用しながら、ボランティア活動などを積極的に紹介します。	社協だよりの「ふくし最前線」コーナーや新規ボランティア団体紹介、またホームページや27年度よりフェイスブックの運用を開始し、ボランティア団体の活動や情報を積極的に紹介した。	今後も身近に福祉活動をしているボランティアを社協だよりのホームページ、フェイスブックでボランティアの活動紹介やボランティアに活動に関する情報を発信していく。
ボランティアポイント制度の活用について、調査研究を行います。	24年度に近隣の市町での取り組み状況の調査や制度の研究を行ったが、亀山市市民活動応援交付金制度の現状の効果を見極めつつ、ボランティアポイント制度の在り方を検討した。	市民活動応援交付金制度の一定の評価や効果を勘案し、今後ボランティアポイント制度を行うならどのような形が良いか引き続き検討していく。

2 安心してサービスを利用できる環境づくり

(1) 情報提供の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
社協だよりやホームページなどを一層充実し、福祉サービスの情報を提供します。	年4回発行の社協だよりにおいて、表紙やレイアウトなど工夫し、市民に見やすい紙面を心がけ、福祉サービスの紹介や「ふくし最前線」コーナーや新規ボランティア団体の活動紹介を行ったり、コミュニティでの福祉活動紹介やサロン活動の紹介など、情報提供を行った。また、よりタイムリーな情報提供を行うために、ホームページの更新の頻度を増やすとともに27年度よりフェイスブックの運用を開始し、当会の活動や地域の情報発信に積極的に努めた。	より多くの人に関心が得られるよう、市民からの意見を聞きながら、社協だよりやホームページ、フェイスブックを活用し情報発信を行っていく。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
民生委員・児童委員、ボランティアをはじめとする地域住民による活動を支援するとともに、個別の相談があった場合には、その内容に応じた適切な相談機関へ確実につなぎます。	民生児童委員協議会連合会の事務局として、民生児童委員活動の支援を行った。また、民生児童委員や福祉委員で構成される福祉委員会に対し、情報提供や助成など活動支援を行った。訪問活動や見守り活動を行うなかで寄せられた個別の相談に対し、対応できない場合は行政等の相談機関へ繋いだ。 地域住民の生活上のあらゆる心配ごとや困りごとの相談窓口として、民生児童委員や民生児童委員経験者による「心配ごと相談」を毎月2回行った。	相談機関を知らない方、どこに相談していいのかわからない方がいると思われるため、今後も民生委員児童委員や地区福祉委員会、関係機関等を通じて相談事業のPRを積極的に行う。また、健康・福祉・医療のネットワークの拠点である総合保健福祉センターの機能を活かし、個別の相談内容に応じて、市健康福祉部をはじめとする関係機関へ適切に繋いでいく。
介護事業や障がいのある人への在宅支援サービス事業を行い支援します。	在宅の高齢者や障がい者に対して、ホームヘルパー事業として、介護保険制度の訪問介護事業、障害者総合支援制度の居宅介護事業を実施した。ケアマネージャーによる居宅介護支援事業を実施した。また障がい者に対する通所型の「指定障害福祉サービス多機能型事業所つくしの家」として、就労継続支援B型事業、生活介護事業を行い、日中活動の場を提供した。	介護保険制度及び障害者総合支援制度における訪問系サービス及び通所型サービスを実施するとともに、28年度より特定相談支援事業・障害児相談支援事業を実施し、在宅支援サービスを行う。
誰もが地域でともに暮らすために、さまざまな福祉サービスや福祉活動の広報啓発を行うとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。	各地域で開催される福祉委員会の場で、当会の役割や認知症に関する出前講座、福祉サービスなどをはじめ様々な福祉サービス及びボランティア活動を紹介した。また、地域の困りごとや個別のケース課題に対しても、福祉委員会やサロン活動の現場へ出向く回数を増やし、それぞれの地域の福祉課題の把握に努めた。	地域活動の現場に出向き、地域の福祉課題の把握に努めているが、地区によってばらつきがある。今後も、福祉委員会やサロン活動の現場へ出向く回数を増やし、それぞれの地区に福祉サービスや福祉活動の広報啓発を行うよう努める。
生活困窮者に対して、必要な資金を貸し出し、安定した生活を確保するための相談支援を行います。	専任の担当職員を配置し、福祉資金の相談に応じた。生活福祉資金の貸付件数は前年より1件減少しているが、相談件数は119件と多くの相談者に対応している。亀山市福祉金庫の小口貸付は減少傾向であるが、27年度より緊急食糧等提供事業を開始し、食糧等の生活に必要な現物等を計55件提供し、自立に向け社会生活が送れるよう支援した。 なお、27年度より市より生活困窮者自立支援事業を委託した。	福祉課題を抱えつつも貸付条件を満たさないために、貸付できない相談があり、支援に結びつかなかったケースがあった。低所得や障がいなど複合的な問題を抱えたケースが増加している中、今後も引き続き貸付事業、緊急食糧等提供事業を実施し、市と社協のワンストップサービスである総合保健福祉センターの機能を生かし、関係機関と連携を密にしながらか相談体制の充実に努める。

(3) 権利擁護の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターと連携し、高齢者、障がいのある人など、判断能力が不十分な方に地域福祉権利擁護事業などを行い、支援します。	27年度より名称変更され日常生活自立支援事業となった。専任の職員を配置して行政や関係機関と連携し、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用支援、金銭管理サービスなどを行った。相談件数は昨年並みの968件あり、利用件数は、前年度より5名増の41名となった。	低所得や障がい、介護など複合的な問題のある家庭が増えているなか、市健康福祉部をはじめとする関係機関と連携を深め事業を実施していく。また、28年度より成年後見制度の利用促進も含め、本人が在宅で安心して暮らしていけるよう権利擁護を行っていく。
地域福祉権利擁護事業の周知と充実を図ります。	27年度より日常生活自立支援事業に名称変更されたこともあり、社協だよりやホームページなどを通じ市民にPRを行った。	日常生活自立支援事業を知らず、潜在しているニーズがあると考えられるため、引き続き社協だよりやホームページ、社協のしおり、チラシなどを通じて地域住民に対して啓発を行っていく。

3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

(1)地域活動の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
民生委員・児童委員、福祉委員やボランティアをはじめとする地域福祉活動者を対象とした研修の充実を図り、活動事例などを紹介しながら、それぞれの役割の理解と連携を深めるための支援を行います。	新任の福祉委員を対象に研修会を実施し105名の参加があり、福祉委員の意識の向上に繋がった。また、福祉委員を対象にした認知症サポーター養成講座を市健康福祉部と共催で実施し48名の参加があった。さらに地域で中心となって活動されている方に地区福祉委員会活動に関する意見交換会を実施し38名の参加があり、全体的な地域福祉活動の推進を行った。 民生委員児童委員協議会連合会の事務局として、74名参加のもと地域での民生委員児童委員の役割を深めるため全体研修会を実施した。□□□□	地区福祉委員会の研修会は、年度当初にスケジュール表を配布するなど早めの周知を行った結果、各地区から参加者があった。今後、認知症の方が増加しているため、認知症に対する正確な理解はますます重要になってくるので、引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、福祉委員に対して受講を働きかけていくと共に、新任及び中心となって活動されている方への研修も実施していく。 民生委員児童委員も全地区対象の研修会を実施し、民生委員活動に役立つような内容にしていく。
地域住民がお互いに支え合う「小地域ネットワーク活動」を推進します。	全22地区において福祉委員342名を委嘱し、うち21地区が福祉委員会として見守り訪問活動や地域の居場所づくりであるサロン活動を行うなど、福祉委員の地域に根差した地道な活動によって、福祉に対する住民の関心と福祉委員の認知度は上がった。 新任の福祉委員を対象に研修会を実施し105名の参加があり、福祉委員の意識の向上に繋がった。また、福祉委員を対象にした認知症サポーター養成講座を市健康福祉部と共催で実施し49名の参加があった。さらに地域で中心となって活動されている方に地区福祉委員会活動に関する意見交換会を実施し、38名の参加があり、全体的な地域福祉活動の推進を行った。	福祉委員会活動の取り組み内容については、地域によって温度差がある。地域において、地域の福祉課題を把握できているところもあるが、一部ではあまり把握できていない地域もあり、地域福祉活動が進まないところがある。一方で、社協が地域課題について十分掘りこんでいない地域がある。今後も福祉委員会の会合や活動現場に出向き、聞き取りを行うなど、地域の福祉課題の把握に努める。また、福祉委員会で地域の福祉課題について協議するよう促していく。 引き続き、地域福祉活動の中心的な担い手である福祉委員に対する研修を実施していく。

(2)防災・防犯対策の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
災害発生時には、要援護者支援のため、災害ボランティアセンターを設置します。	災害時のボランティア活動を円滑に行えるよう、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定に向け準備を行った。また、市総合防災訓練において全国各地の災害状況を展示するとともに、災害ボランティアセンターの役割を訓練参加者に周知を図った。	亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定し、災害時のボランティア活動を円滑に行えるようするとともに、今後も引き続き市地域福祉室、危機管理局と協議していく。
被災地支援のため、災害ボランティア支援センターを設置します。	常設型の災害ボランティア支援センターを平成23年度より設置し、全国各地での災害支援として、支援者に対するボランティア保険の加入手続き、義援金・支援金の募集を行った。	引き続き、全国各地の災害支援として、支援者に対するボランティア保険の加入手続きや場合によっては被災地へのボランティア派遣をはじめ、義援金・支援金の募集を行う。

(3)助け合い・支え合い活動の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を普及し、活動の充実を図ります。	ふれあい・いきいきサロンは、新規で8か所立ち上がったが、2か所助成を辞退されたため、計51か所となった。子育てサロンは、新規で3か所立ち上がり、3か所助成を辞退され、前年度と同様の9か所で実施している。サロン活動を行う上での悩みや解決方法について意見交換を行うとともに、相互の交流を深めるため交流会を実施したり、ボランティアの紹介、地区福祉委員会による見学研修の実施など、サロン活動の充実を図るための支援を行った。	ふれあい・いきいきサロンの参加人数は目標値を上回っているが、地域によってはサロンのない地域がある。引き続き、福祉委員会等を通じて、地域の居場所づくりであるサロン活動を推進するとともに、サロンの担い手育成のため民生委員児童委員等に対し情報提供していく。
高齢者や障がいのある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に移動支援を行います。	市の委託を受け、歩行困難の方や寝たきり状態の方を対象に、通院や施設への入退所などにおける移動支援として、福祉移送サービス事業を実施した。登録者は52名と前年度より2名増加、延べ運行回数は1,725回でサービスを提供した。	体が不自由な方を対象にした福祉移送サービス事業の登録者数、運行回数ともほぼ横ばいであった。 一方、健常者であるが、公共交通機関が不便なため、買い物や通院時の移動に困っているという課題が福祉委員会で上がっている地域がある。 地域において移動困難なケースには、どのような課題があるのか、今後も福祉委員会や行政等の関係機関から情報収集を行い、移動困難者の実情や課題について把握に努めていく。

(4)関係機関との連携強化

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>地区の実情に応じた小地域活動を推進します。</p>	<p>行政や地区まちづくり協議会と連携し、見守り訪問活動や地域の居場所づくりであるサロン活動、三世代交流会など地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的とした小地域ネットワーク活動に対して助成を行い、活動に対して社協職員が地区の要請に沿った事業のコーディネートを行った。</p>	<p>地域福祉の推進役である福祉委員や民生児童委員の認知度は全体的には上がっているが、各地域における小地域活動の取り組みについては、地域によって温度差が出ている。 今後も引き続き、地区福祉委員会同士の交流会の実施や福祉委員会の研修を実施し、各地区の実情に応じた取り組みになるよう支援していく。</p>
<p>行政とともに地域住民と協力連携しながら、地域福祉活動を推進します。</p>	<p>地域福祉計画及び地域福祉活動計画の実現に向け、行政とともに地域福祉計画推進委員会で進捗管理や評価等について協議するとともに、市地域福祉室、地域づくり支援室と定期的に情報交換を行った。さらに第2次の両計画の策定に向け、市・社協職員の認識を伝え合う場として研修会を実施した。</p>	<p>今後も引き続き、市の担当者との定期的な情報交換を行い、22地区のまちづくり協議会(福祉委員会)の福祉活動の展開を図るとともに次期計画策定に向け、地区福祉委員会、福祉関係団体を中心にヒアリングを行い、福祉の情報共有を行う。</p>

1 地域福祉を支える意識づくり

(1)福祉意識の向上

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
地域でのあいさつ運動を一層、普及啓発します。	・青少年育成市民会議の「愛の運動」(登下校時の見守り活動)の一環として声かけ活動に取り組んだ。(45団体、1691人参加)	・『『亀山っ子』市民宣言』の具現化行動計画の着実な展開として、今後も「あいさつ運動」や「愛の運動」での声掛け活動の継続を図り、協力団体を広げていく必要がある。
地区コミュニティや自治会などが行う、子どもたちや高齢者などとの世代間交流を通し、福祉の心の育成を図れるよう支援します。	・地域まちづくり協議会等に地区コミュニティ活動費補助金を交付することで、地域住民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与することを目的とする子どもと高齢者の世代間交流事業や福祉委員の活動を支援した。	・地域の実状に合うよう地域の自主性を高めていく必要がある。
地域の子どもに対して、さまざまな福祉体験機会を提供し、福祉に対する意識・関心を高めます。	・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の福祉施設に出かけ、一緒に制作活動に取り組んだり、会話などのコミュニケーション活動に取り組んだりする等の体験活動を行った。	・今後も、児童生徒の実態に応じた体験活動を実施し、福祉に対する意識・関心の醸成に努める。
学習や啓発を通じて、家庭や地域における男女共同参画の実践を促進するとともに、安心して仕事と家庭を両立できる環境の整備に努めます。	・男女共同参画講座、男の料理教室、三重県内男女共同参画連携映画祭などの開催や、「広報かめやま」への啓発記事の掲載などにより、男女共同参画の意識高揚や啓発を行った。 ・市内全ての幼稚園、小学校、中学校を対象に、5月1日を休業日に設定することにより、休暇取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスや働き方について考えるきっかけを提供した。	・男女共同参画に関する啓発については、引き続き注力していくことが重要である。 ・「家族の時間づくり」については、子どもと家族と一緒に過ごすことが困難な家庭への対応策等について検討し、次年度以降の在り方や手法等について検討していく。
外国人と日本人との相互理解の向上と交流を図ることにより、多文化共生に係る意識の醸成に努めます。	・外国人に対し、日本語教室(年40回程度)を開催し、日常生活においてコミュニケーションツールとなる日本語について学ぶ機会を提供し、相互理解の向上を図った。 ・外国語版広報「かめやまニュース」の発行や携帯メールでの外国語版情報の発信など、多文化共生のための情報を広く発信した。 ・日本語ボランティア養成講座及び市職員向けにやさしい日本語講座を開催し、外国人住民とコミュニケーションを図るという多文化共生への意識高揚を図った。 ・「広報かめやま」への啓発記事の掲載により、日本人住民への多文化共生への理解の促進を図った。	・外国人住民への情報発信・情報提供については、対応できる言語の種類に限りがあるため(英語、ポルトガル語のみ)、やさしい日本語での情報発信・情報提供を充実させていく。 ・市職員に対する多文化共生に関する研修や、日本人住民に対する啓発は、更に機会や手法を充実させて行っていく必要がある。
地区コミュニティや自治会、学校、社会福祉協議会、地域の事業者などとの連携により、各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、障がい者の特性、高齢者の不自由さなどの理解を深め、心のバリアフリーを促進します。	<p>・学校、事業所、市民活動団体などで構成する実行委員会により、12月の人権週間にあわせて「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、講演会、中学生高校生による人権作文等の発表、ブース展示等を行い、人権意識の高揚を図った。</p> <p>・あいあいまつりで認知症について、ヒューマンフェスタin亀山で認知症及び高齢者虐待についてブースを設けて、病気による不安や高齢者をとりまくさまざまな問題等について情報提供及び啓発を行うことで、高齢者の福祉に関する理解を深めていただいた。 ・H28.1月から月1回、認知症の人やその家族、また、地域住民等が交流・相談できる場として「認知症カフェ」を設けており、認知症に関する理解の促進につながっている。</p> <p>・児童生徒が各校の人権サークルを中心にして、ヒューマンフェスタin亀山に参加したり、亀山高校人権交流会や三中人権交流会に参加したり、中学校区の人権フォーラムに参加したりして、多様な人権問題について考えることができた。</p>	<p>・すべてのより広い一般の人に向け、啓発や内容を検討していく。</p> <p>・認知症や高齢者虐待以外の高齢者が抱えている問題や不自由さ等に関する理解を促進する。 ・認知症カフェの参加者数を増やせるよう周知する。</p> <p>・学校や地域の市民団体等ごとに、人権教育の充実や各種啓発活動を進めてきた。</p>
だれもが相手の立場に立って考えることができるよう、学校教育や社会教育における福祉教育を推進します。	・お互いを尊重し、相手の立場に立って考えることができるよう、あらゆる教育活動を通じて、人権教育や福祉教育を進めた。	・学校教育と社会教育でそれぞれに取り組みを進めてきたが、学校教育と社会教育の連携をさらに深めていく。
障がいのある人、ない人がともに暮らすことができる共生社会(インクルーシブな社会)の実現のため、その理念の普及と啓発を図ります。	・12月の障害者週間に合わせ、広報(特集)で障がい者のサービスについての掲載を行って啓発に努めた。	・平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法についても啓発に努め、障がいのある人もない人もお互いに認め合いながら共に生きることのできる社会になるよう広報、HP、イベント等を通じて普及を図る。

亀山市地域福祉計画(平成27年度)事業実施状況

亀山市

(2)健康づくり・生きがいづくり

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。</p> <p>健康文化のまちづくりを進めることにより、食育や健康づくりに取組む市民を支えられる地域社会をめざします。</p> <p>市民の自発的な活動に対して、健康づくりの場の提供や組織運営に対する支援などを行います。</p> <p>地域の組織が中心となったコミュニティでの健康づくり活動などを支援します。</p>	<p>・神辺地区まちづくり協議会において、健康づくり応援隊養成講座(6回コース、1か所、延べ146人)を開催し、25名が修了した。また、これまでに修了した地区におけるフォローを行った。(川崎地区2回、昼生地区1回)</p>	<p>・健康づくり応援隊養成講座については、地域が主体となった健康づくり活動のきっかけづくりとしては効果的であるが、講座修了後、活動としては継続しているものの、健康づくりの輪を広げていくことが難しい。そのため、住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。</p>
<p>福祉委員会が取組んでいる高齢者の生きがいづくりや健康の増進等を中心とした福祉サービス活動の支援を行います。</p> <p>地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を拠点として、健康づくり活動や介護予防生きがいづくり活動を推進します。</p>	<p>・地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン等へ出向き健康教育健康相談を実施した。11会場 232人参加</p>	<p>・依頼がある団体に偏りがあった。広く依頼啓発に努める。</p>
<p>高齢者の就労を通じた生きがいづくりを支援できるよう、亀山市シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者に対する就労の場の確保に努めます。</p>	<p>・シルバー人材センターの運営費を補助することで、支援を行った。また、シルバー人材センターは亀山QOL支援モデル事業の参加団体であるが、当該事業に協力し、生活支援サービスの提供体制を構築いただくことで、会員及び高齢者の就労の場の拡大につなげた。</p>	<p>・会員増及び経営状態の改善につながるよう、働きかけを行う。</p>
<p>障がいのある人の経済的自立や社会参加を促進するため、労働、福祉関係機関や事業所などと連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。</p>	<p>・就労の実習の場の提供として、市の施設において職場体験実習を平成27年度から開始した。3ヶ月間にわたる市の施設での実習を経て一般就労へつながった。</p> <p>・障がいのある人もない人も対等な立場でともに働くことができる新しい職場形態として、市内に開設された社会的事業所に対して、創業支援のための補助金を交付し、障がい者の雇用の促進に努めた。</p> <p>・市内事業所で組織する亀山市雇用対策協議会の総会時に、関係機関と連携し、障がい者の就労等について会員事業所へ情報提供を行った。</p>	<p>・職場実習の受け入れ人数や実習先の部署の拡大等の検討を行う必要がある。</p> <p>・社会的事業所への補助金は創業支援のための補助金で補助開始から3年間となっている。今後も継続性のある事業を実施してもらい、社会的事業所での雇用が安定したものとなるように、障害者優先調達推進法も考慮しながら支援の方法を検討していく。</p> <p>・今後も関係機関と連携を図り、亀山市雇用対策協議会事業や企業訪問時など、様々な機会を通じて障がい者の就労機会の拡大に向けた働きかけを行っていく必要がある。</p>
<p>高齢者の社会参加や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた生きがいづくり、健康増進等を進めるとともに、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを進めるため、老人クラブ活動を支援します。</p>	<p>・亀山市老人クラブ連合会及び連合会に加入する老人クラブに対して事業費補助を行い、活動の支援を行った。</p> <p>・総合型地域スポーツクラブの主催で、誰でも気軽に参加できるヨガ教室やウォーキング教室、健康体操教室が開催された(市内2クラブにより、平成27年度中に325回の教室やイベントを開催)。</p> <p>また、運動施設指定管理者の自主事業として、リフレッシュ体操などの軽スポーツの教室を開催するとともに、孫に教えるための水泳教室など高齢者をターゲットにした教室が開催された。</p>	<p>・新規会員の加入が伸びないほか、会員の高齢化が進み、活動内容や規模は縮小傾向にある。亀山市老人クラブ連合会も活性化に取り組んでいるところであるが、市も活性化のための提案を行うなど支援する。</p> <p>・高齢者を対象とした軽スポーツの教室の情報を、広報やホームページを通じて広くPRする必要がある。</p> <p>また、適切な指導が行われるよう、講習会等の情報を総合型地域スポーツクラブ及び運動施設指定管理者に提供する必要がある。</p>
<p>子どもから高齢者まで、地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」などの地域が主体的に取組むスポーツ活動を支援します。</p>	<p>・子どもから高齢者まで身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ“Let'sスポーツわくわくらぶ”、“ENJOYスポーツかめ亀クラブ”の活動に対し支援を行った。</p> <p>(グラウンドゴルフ大会、ヨガ教室、ウォーキング教室等を開催)</p>	<p>・子どもから高齢者まで身近な地域でスポーツに親しむためには、総合型地域スポーツクラブの活動が有用であるので、引き続き支援を行っていく。</p> <p>また、市内に2つの総合型地域スポーツクラブが設立していることから、両クラブの事業内容や運営方法について、助言・指導を行っていく。</p>

亀山市地域福祉計画(平成27年度)事業実施状況

亀山市

(3)地域福祉の担い手の育成

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
関係機関、団体と連携して、福祉活動リーダーや実践者を育成するための講座や研修会などの開催を推進します。	・計画策定の翌年度から、福祉関係機関、団体、個人に対して研修会を亀山市社会福祉協議会と共催で実施してきたが、計画の終期が平成29年度であるため、亀山市社会福祉協議会と共同で外部講師を招き、次期計画づくりに向けて福祉関係職員の研修会を開催した。	・次期の亀山市地域福祉計画及び亀山市地域福祉活動計画の策定過程において、講座や研修会の開催に変えて、市民アンケートや市民懇談会、福祉関係団体のヒアリング等を通じ、ニーズ把握に努めていく必要があるため、亀山市社会福祉協議会と情報共有や役割分担を確認しながら計画づくりを進めていく。
学校などにおける福祉教育などを通して、将来、地域福祉を推進する人材を育てる教育を充実します。	・様々な活動を通じて、福祉に対する意識・関心を高め、将来の職業選択につながるような取り組みを進めた。	・今後も、学校・家庭の連携や地域の協力を得て、児童生徒の発達段階に応じた職業選択の取り組みを進めていく。
社会福祉協議会と連携して、福祉委員会の設置を支援します。また、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、地域福祉を推進する人材の発掘を行います。	・福祉委員会は、24地区で設置されているが、未設置の地区(1地区)への働きかけはしなかった。 ・サロン活動は、平成27年度には、ふれあい・いきいきサロンは51箇所、子育てサロンは9箇所設置されている。ふれあい・いきいきサロンは、昨年度と比較し6箇所増、参加者数は約3千人増となった。	・平成29年4月から開始の介護予防・日常生活支援総合事業においても、高齢者の集いの場として、サロン活動等の自主的な活動の場は位置づけられる予定であり、今後も活動を通じた人材の確保を図っていく必要がある。

(4)ボランティア活動の推進

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
「広報かめやま」やホームページなどにより、ボランティアなどに関する各種情報を提供します。	・市広報紙では、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが、介護予防や認知症に対する教室の開講を通じて、情報の提供に努めている。 ・亀山市社会福祉協議会では、社協だよりやホームページを活用してボランティアに関する情報を提供している。	・ボランティア数は増加しているが、計画の目標値には至っていない。 ・引き続き、市広報紙や行政情報番組など、様々な手法を通じて、ボランティアに関する情報を提供していく必要がある。
ボランティア・市民活動への参加が促進できるよう支援します。	・市民活動を行うきっかけとなるよう市民活動企画講座を2回、パソコン講座を3回など実施した。 ・市民活動コーディネーターによる「市民活動なんでも相談」を年6回開催し、市民活動の掘り起こしや既存団体の相談支援を行った。	・市民活動を新規に行いたい人や活発に広げたい人などの段階に応じて、制度や補助金などの支援策があるが、いずれも実績は停滞している。今後は、総合的に整頓し見直しが必要である。
団塊の世代が生きがいづくり、居場所づくりとして、定年退職した人が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりへの支援をします。	・地域福祉の担い手となるよう、団塊の世代のみを対象とした講座や研修会は実施しなかった。	・ボランティアの各種講座の開催をはじめ、公民館講座とも合わせて、福祉に関心を持った人材に働きかけていく必要がある。また、講座や研修会を通じた受講者のネットワーク化を図っていく必要がある。
ボランティア・市民活動団体との協働について、市のあらゆる部署での推進を図ります。	・医療センターが花、道具等の資材の提供を行い、「亀山元気の会」がセンター敷地内の花壇の整備及び草刈等の作業を実施した。 ・亀山市道路環境美化ボランティア推進事業 9団体 平成24年度3団体の参加 平成25年度3団体の参加 平成26年度3団体の参加	・今後においては、「亀山元気の会」のほかにも、病院ボランティアの拡充について検討していく。 ・まだまだこの事業の認知度は低く、幅広く市民へ通知する必要があり、亀山広報などで参加団体を募っていきたい。
ボランティアポイント制度など、ボランティアのあり方を検討し、福祉関係事業所や社会福祉協議会等と連携しながら、地域でボランティアが活発に行われる仕組みづくりを研究します。	・「広報かめやま」の市民記者を3名、また「行政情報番組マイタウンかめやま」の市民アナウンサーを11名の方に委嘱し、それぞれ市民目線での記事や番組を作成した。また記者等以外の市民にも、取材協力などにより協力をいただいた。 ・亀山市民活動応援制度が実施されていることによって、ボランティアポイント制度の仕組づくりへと進んでいない。	・市民記者、市民アナウンサーの定着は間違いないところであるが、その一方で、それらの方の固定化が否めない。例えば、市民アナウンサーの場合、10年以上の経験者が3名みえる。市民との協働を拡大していくためには、記者、アナウンサーの最大就任期間を定めることについて検討する必要がある。 ・亀山市民活動応援制度の登録団体のうち、ボランティア団体の登録もあることから、制度の運用状況について確認するとともに、ボランティアポイント制度を実施している先進地の取組等を研究していく必要がある。

2 安心してサービスを利用できる環境づくり

(1) 情報提供の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般にわたるさまざまな相談ニーズに対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・5月12日が民生委員・児童委員の日であることから、市広報紙5月1日号に制度の内容や活動の紹介記事を掲載した。 ・民生委員・児童委員連合会協議会の広報部会では、共同募金事業の助成を利用し、民生・児童委員だよりを年2回発行し、活動の周知に努めている。 ・平成28年12月の一斉改選に向け、自治会連合会に制度の周知と次期候補者の推薦準備を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の制度や活動内容を周知するため、民生委員・児童委員の日(5月12日)に合わせて、市広報紙等に掲載していく。 ・地域福祉の推進について、地域での要となる民生委員・児童委員は3年の任期であり、一斉改選の年には空白地区が出ないよう、その職務や役割について市民に広く周知する必要がある。
地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティセンターやサロン活動へ出向き、健康教育や健康相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も高齢者の生きがいがづくりや健康の増進につながる福祉サービス活動を通じて、各地区に出向き情報提供を実施していく必要がある。 ・市内のサロン活動を実施している団体間の交流や情報交換の場として、ふれあい・いきいきサロン交流会や子育てサロン交流会などの機会を捉え、地域福祉活動の情報を提供していく必要がある。
市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政出前講座の実績(平成27年4月～平成28年3月) テーマ数 54、開催回数 336回、参加延べ人数 18,421人 	<ul style="list-style-type: none"> 亀山消防署、北東分署、関分署の 初期消火をテーマとした回数が約6割を占めている一方で、健康・福祉・医療をテーマとした回数は1割弱の開催回数であり、市民に関心を持っていただけるテーマの設定をしていく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 4月19日 本町コミュニティセンター 本町一三三会 亀山の古墳時代 27人 5月17日 沓掛公民館 沓掛自治会 沓掛の歴史—太閤検地から— 30人 9月27日 白川小学校体育館 白川地区敬老会 白川地区の歴史 80人 10月23日 旧落合家住宅 NPO東海関宿公開講座 史料からみた鈴鹿関について(どんなものが展示されているのでしょうか) 30人 2月18日 中木戸公民館 中木戸いきいきサロン どんなものが展示されているのでしょうか 20人 2月20日 いっぷく亭木崎 関宿まちづくり協議会東地区 幕末の亀山藩 27人 合計 214人 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、博物館で収蔵する資料から地域の歴史を話すことが多かったが、27年度から出前トークのテーマを「どんなものをてんじしているのでしょうか」と設定することで、出前トークで紹介した資料が、展示資料でもあることへ繋げる方法を取ることで、出前トークのお客様が、展示観覧のお客様として来館の動機になるように改善した。 ・27年度に、このテーマを設定したばかりなので同テーマをしばらく継続し、効果の推移をみていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたちとテレビ・ゲーム・スマートフォンを考えよう!」「地域を「学ぶ」「学ぶ」ことの楽しさ」「『亀山っ子』市民宣言」って、何?」といった、「学び」を起点とした講座を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決や地域人材育成に向けた「学び」に関しての情報発信について、第2次総合計画や生涯学習計画に位置付けて持続的な展開を図る必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで支える森林づくり」をテーマに1回開催し、市内の森林の現状や課題、市の森林・林業施策について情報提供や意見交換を実施した。 また、「みえ森と緑の県民税市町交付金活用計画」に基づき、森の学校屋内編として、中学校の技術時間に木工工作と森の講座を開催し、生徒に森林の現状や木の良さを伝える取り組みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体からの応募が少ないが募集は行う。また、「みえ森と緑の県民税市町交付金活用計画」に基づき、森の学校屋内編として、引き続き、平成28年度からは各小学校の図工の時間に木工工作と森の講座を開催し、児童に森林の現状や木の良さを伝える取り組みを行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・出前トークに対する取組強化を行った平成26年度は依頼5回、117名の参加、平成27年度は依頼15回、376名と参加者が大幅に増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する未然防止の観点から若年層(高校生や中学生)への働き掛け強化を行っていく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま出前トークなどの申し込みはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や男女共同参画の情報提供については、日常に密接しているにもかかわらず、必要に迫られていないため、出前トークなどの要請が少ない。

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。</p>	<p>・初期消火訓練指導等⇒61回(亀山消防署) 37回(関分署) 25回(北東分署) 火災現場において、付近住民による初期消火が実施された事例があった。 (初期消火実施事例) H27年5月22日 関町新所地内 車両火災 8月26日 加太中在家地内 車両火災 H28年2月12日 上野町地内 車両火災 2月27日 住山町地内 建物火災 3月19日 加太中在家地内 建物火災 3月22日 野村三丁目地内 建物火災 ・救急応急手当の実技指導等⇒42回(亀山消防署) 18回(関分署) 22回(北東分署) 昨年度救急要請があった事例のうちで、胸骨圧迫(心臓マッサージ)が実施されたことによって、社会復帰につながった事例があった。 (応急手当実施事例) H27年10月29日 東御幸町地内 急病事案</p>	<p>・初期消火訓練指導や、救急応急手当の実技指導は、大規模災害発生時において、自助、共助の面からも非常に有効であり、さまざまな機会を通じて訓練参加や、応急手当の実技指導を受講するよう呼び掛け、一人でも多くの市民に知識と技術を身に付けてもらえるよう継続して働きかける必要がある。特に、未実施の自治会に対して、初期消火訓練や救急応急手当の重要性を積極的に広報していく必要がある。</p>
	<p>・他室主催の出前トークに同席したものを含め、「水害」「狭隘道路整備事業」などをテーマに出前トークを行った。</p>	<p>・特に近年の大雨・台風などの異常気象や土砂災害など、市民の防災意識は高まってきており、危機管理室や三重県など関係部署と連携を図りながら市民に情報提供をしていきたい。</p>
	<p>・自動車や歩行者の通行や緊急車両の進入などに支障をきたしている狭い道路を改善する為の整備手法である「生活道路整備指針」についてホームページに掲載し周知を図った。 ・生活道路整備指針には道路用地において早期に比較的安価に実施できる交通安全対策を含む部分的対策である「短期対策」と用地の部分買収などを含む全線改良以外の部分対策である「中期対策」また、一定の延長または結節された区間を有する全線道路拡幅である「長期対策」がある。 ・「短期対策」についてはカーブミラーやポストコーンの設置など地元要望に対応し随時実施した。 ・「中期対策」については2地区において部分的な退避場所の設置や周辺外周部までのアクセス改善を実施した。 ・「長期対策」については1地区をモデル地区として調査を実施し、2地区から依頼された説明会を実施した。</p>	<p>・当初に指針を取りまとめた際には、「長期対策」に重視される地域が作成する「地域計画」を策定した地域について事業を優先実施するなどのインセンティブを考えていたが、市の財政面から道路事業費の抑制もあり推進し難い状況である。今後は国の交付金も含めた改善策を検討する必要がある。</p>
	<p>・地域福祉計画及び生活困窮者自立支援法について、出張出前トークの依頼があり、制度の説明を実施した。(みどり町)約20名</p>	<p>・行政出前講座では、市の計画や国の制度についてをテーマとして設定しているため、行政側の一方向的な説明が中心となり、市民の意見やニーズを聞き取る機会が少なかった。 今後は、わかりやすい事例や事案をテーマとして、行政・市民がともに地域福祉活動について話し合う講座にしていく必要がある。</p>
	<p>・自主防災組織等からの要請に基づき、防災知識の普及や災害発生時の「自助」「共助」の必要性を周知するため、かめやま出前トークを実施した。</p>	<p>・自主防災組織未結成地域及び少数世帯や高齢者の多い地域では、充実した訓練や情報提供が行われぬ。 ・かめやま出前トークを通じ、地域での防災活動の重要性を継続的に説明する。また、自主防災組織未結成地域へ積極的な対話を行う。</p>

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接にかかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。</p>	<p>・民生委員・児童委員協議会連合会では、市長懇談会を実施し、日常の活動の中での課題や要望について話し合いの場を設けている。 また、総会時には、健康・福祉に関するサービスの概要を記した「福祉のてびき」を配布した。また、地区定例会を通じ、福祉制度の説明等を実施した。</p>	<p>・今後も、民生委員・児童委員が日頃の活動を通じた要望事項について、話し合い協議していく機会を確保していく必要がある。 ・民生委員・児童委員の任期は3年(直近は平成28年12月1日)であり、一斉改選の際には約半数が交替する傾向にあるため、新規に着任された方にもわかりやすく福祉制度の説明を行っていく必要がある。 ・協議会連合会や地区定例会の機会を捉え、随時話し合いの機会を持ち、情報の提供に努めていく。</p>
	<p>・民生委員・児童委員の定例会で各種サービス情報を伝えるとともに、介護保険事業所(ケアマネジャー)に、会議の場やメールを利用して、随時、市のサービスや国の補助金等の情報を提供した。</p>	<p>・介護保険制度の改正も踏まえ、新たなサービスや事業の展開が見込まれることから、随時、適切な情報提供に努める。</p>
	<p>・「市民活動ニュース」「市民ネット」「きらかめメールリングリスト」の利用により、情報提供や相互の情報交換を進めた。</p>	<p>・市民活動団体として、福祉関係団体の登録は少ないが、市民活動団体の運営の参考となるよう紙面の充実や情報提供に努めていく。</p>

(2)福祉サービスの向上と相談体制の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域包括センターを核として、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図ります。	・保健・医療の連携が図れるよう、在宅医療という共通の切り口を活用し、在宅医療連携会議を月1回開催し、多職種の顔のみえる関係構築に努めた。	・マニュアルの周知とスムーズな実施ができるよう更なる連携ができるよう努める。
総合保健福祉センター「あいあい」を核とした相談体制の強化を図ります。	・総合保健福祉センターは、子どもから高齢者、障がい者まで、健康・福祉に関する業務全般についての手続きや相談に対応できる体制を整えている。 ・あいあい祭りをはじめ、福祉関係者・団体の研修や健(検)診事業を開催し、市の拠点施設して機能している。	・引き続き、健康・福祉に関する業務全般について、横の連携を密にして複雑・多岐にわたる相談に対応できるよう体制を整えていく必要がある。
医師や専門の相談員による子どもの健全育成のための相談を行います。	・定期的な相談として、子どもの育ち相談(子ども支援室スタッフ)、医療相談(児童精神科医)、療育手帳相談(県児童相談所)を行っている。また、保護者や園・学校等からは随時相談を受け付けている。相談の総件数として、平成27年度は604件で過去最高を更新。	・相談希望者が多くなり相談予約が取りにくくなっている。相談枠の拡大にも限界があるため園や学校への巡回相談を強化する必要がある。
子育てやDVなどに悩む人を対象に、家庭相談員・女性相談員が相談支援を行います。	・女性相談は、DV相談を中心に機関連携が必要なケースも多く、支援期間も長期化しており、対応延べ件数も増加している。また、養育困難や児童虐待等の対応については「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の体制を活かした支援を行った。	・子育て支援に対応する資源、特に児童短期入所支援事業での受け入れ機関が市内にはないため、受け入れ機関の誘致等を行う必要がある。
健康な高齢者の健康づくりを推進し、介護予防につなげます。また要介護となる恐れのある高齢者を把握するとともに、通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔)などを行います。	・通所型介護予防事業 運動教室参加者17人 口腔教室参加者6人 栄養教室参加者1人	・二次予防にとらわれずに、広く一次予防の教室として実施していきたい。
ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者などの要援護者に対する生活支援や訪問相談などを充実します。	・ひとり親家庭に対して、児童扶養手当、一人親家庭児童高等学校等通学費支援金、高等技能訓練促進給付金を支給することにより、経済的支援を行うとともに、母子自立相談員を配置し、母子、寡婦及び父子家庭の相談業務を行った。	・ひとり親家庭等に対する支援策について、今後とも広報等を活用し、制度の周知を図る必要がある。
	・75歳以上の後期高齢者に対し、委託事業者の在宅介護支援センター(3か所)担当者が訪問し、丁寧に相談に対応した。	・積み重ねを活かし、今後に繋げていきたい。
地域医療再構築プランを実践し、地域医療の充実をめざします。	・医療センターにおける地方公営企業法全部適用や病院総合管理システムの更新(電子カルテの導入、エックス線のデジタル化)、地域医療学講座の設置継続など、主要な基本戦略の取り組み項目について、計画的に実施することができた。	・プランの実施計画については、行動計画の見直しや、変更を検討する項目がある。また、地域包括ケアシステムによる地域づくりを進めるうえでは、健康・食育分野との関わりが必要であることから、計画上の連携をより図る必要がある。
国の制度の適切な運用を図り、生活困窮者の支援を行います。	・生活保護受給者は年々増加しており、制度に基づき受給者に対し個別の援助方針を定め、自立に向けた支援と適正な保護費の支給に努めた。 ・平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法では、自立相談支援機関として亀山市社会福祉協議会に必須事業と任意事業の家計相談支援事業を委託し、個別の支援プランを支援調整会議で決定し、伴走的・包括的な支援を実施した。 一方、任意事業の学習支援事業は、市教育委員会が直営で市内3中学生を対象に、学習能力の向上を目的として貧困の連鎖を防止していく取組を実施している。	・生活保護受給者の稼働年齢層を含む世帯や、生活困窮者を早期に自立することができるよう、制度の適正な運用を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や自立相談支援機関と連携して継続した支援を実施していく。

(3)権利擁護の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
市民及び職員の人権尊重の意識づくりに努め、人権感覚を高めるとともに、子どもから高齢者まで人権教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の意識作りに向け、人権教育推進協議会等の場を通じて、人権感覚を高める情報交換及び職員研修に取組んだ。人権教育に関する小中学校を通じたカリキュラム作りや中学校区での人権ネットワークづくりに努めた。 ・全国的に実施している人権週間には、人権擁護委員の全3カ所での人権相談及び街頭啓発などの取り組みなどにより期間を集中して人権の意識づくりを啓発した。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」では、広く人権感覚を高めるために親しみやすく日常に関わりの深い人権落語を上演した。 ・新規採用職員に対し人権研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人権意識高揚に向けた取り組みを、今後も、継続的に実施する。 ・すべてのより広い一般の人に向け、啓発や内容を検討していく。 ・一部職員の人権尊重の意識づくりのきっかけづくりにとどまった。今後、受講対象を広げるとともに、研修内容についてもより理解を深められるものを計画する。
児童虐待防止に携わる関係機関及び地域住民などに対し、一層の啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年児童虐待防止月間に合わせ広報に啓発記事を掲載、街頭での啓発や児童虐待防止のツリーリレー等年間を通じた啓発に取組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職のある方については児童虐待防止の取り組みが浸透しつつあるが、全ての方に対する啓発についてさらに地道な取組を進めていく必要が垂たる。
児童虐待やDV対応については、人権尊重に配慮し慎重な取り扱いに努め、関係機関との連携により、早期発見、フォローの体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待ネットワークの実務者会議を2回月に1回、主任児童委員との定例情報交換会「ポケットの会」を毎月1回実施。要保護児童等対策協議会の調整機能が強化されてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々増加する児童虐待に対応できるよう職員のスキルアップが必要となっている。
地域包括支援センターを核として、高齢者や家族に関する総合的な相談・支援や高齢者の権利擁護・虐待の早期発見などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応人数（実人数）9人 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる周知に努めていく。
認知症高齢者や知的・精神障がいなどにより、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等に不安が生じた者に対し、地域福祉権利擁護事業の利用方法の周知など情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口権利擁護事業のパンフレットを常備し、ケースに合わせて配布・説明を行った。専門の相談員(社会福祉協議会)とも、頻りに話し合い現状を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる方は、今後も増加するため、一層の啓発に努める。 ・相談支援を充実させ、個々のケースを判断し、適切に権利擁護事業の案内を行う。また、家族をはじめとする介助者が、高齢化でいなくなった場合に対応できるように、成年後見制度とともに地域福祉権利擁護事業の利用の普及・啓発に努めていく必要がある。
判断能力の低下した高齢者や障がいのある人の生活支援を図るため、成年後見制度の利用を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度についてのパンフレットを窓口置き、周知を行った。成年後見制度利用助成事業申請:3件 ・成年後見制度利用支援事業(市長申し立て)について、障がいのある方の適用申請が1件あり、判断能力の低下した障がい者の権利擁護につながった。 ・市ホームページにおいても、制度利用時の助成について掲載し周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も成年後見制度の利用促進のため、周知を図る。 ・今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、地域福祉権利擁護事業とともに制度の普及に努めていく必要がある。今後も成年後見制度の利用促進のため、一層の周知を図る。
人権に関わる関係団体と連携を図り、人権意識を育む取組を横断的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、事業所、市民活動団体などで構成する実行委員会により、12月の人権週間にあわせて「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、講演会、中学生高校生による人権作文等の発表、ブース展示等を行い、人権意識の高揚を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのより広い一般の人に向け、啓発や内容を検討していく。
市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、市職員が社会を明るくする運動期間中に、市内のJR各駅やショッピングセンター、総合保健福祉センター前で、犯罪や非行を抑止するため、街頭での啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、保護司会等関係団体と連携し、街頭啓発を実施して明るい社会づくり運動を推進していく。

3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

(1)地域活動の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>亀山市まちづくり基本条例や亀山市協働の指針に基づき、市民と行政との協働を進めます。</p>	<p>・各所管部署においては、第1次のまちづくり基本条例推進計画(H24・25)において取り組んだ6つの事業(個別計画)の成果と課題を踏まえ、引き続き取組みを進めた。 また、まちづくり基本条例推進委員会において、第2次のまちづくり基本条例推進計画(H28・29)に盛り込むべきテーマの調査・検討を行い、「地域コミュニティのしくみづくり支援事業」、「市民参画協働事業」、「市民活動応援事業」、「まちづくり基本条例との整合の検証」の4つの個別計画を盛り込んだ当該計画を策定した。</p> <p>・協働の指針により、各室長には協働推進員として協働の推進を依頼しており、理解と認識を深めるために研修を行った。 ・協働事業提案制度により、平成27年度は1件の事業を実施し、平成28年度実施予定の事業についても、2件の実施に向け協議を行い、協働を促進した。</p>	<p>・条例の目的である「新たな自治の確立を図り、もって亀山市らしいまちを実現」させるために必要となる取り組みを、推進委員会の議論を踏まえ進めているが、今後についても、まちづくりのため、新たに策定した推進計画の事業を、関係する市民の意見を聴きながら進める必要がある。 また、条例の更なる理念の浸透を図るため、機会を捉えてのPRや、職員研修等を通じた理解度の向上を図る必要がある。 こうした取り組みを継続することで、市民との協働の定着化を図っていく必要がある。</p> <p>・室業務の内容により、協働に対する意識や関心に差があり、協働への一層の理解を深める研修を行っていく必要がある。 ・協働事業提案制度においては、提案件数がなかなか増加しないので、今後は市民活動支援全体の中で、協働のしくみを見直していく。</p>
<p>自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。</p>	<p>・自治会連合会補助金の交付及び地区コミュニティ連絡協議会の事務局支援を行うことで、それぞれの活動を支援した。 ・各会では、会員のスキルアップのための研修等が行われ、組織全体の強化が図れている。</p>	<p>・地域の自主性・自立性を高めるしくみを構築して、相互の助け合い、支え合いを強化していく。</p>
<p>民生委員・児童委員、福祉委員や交通指導員、防犯ボランティアなどの連携を図り、要支援者、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動を推進していきます。</p>	<p>・民生委員・児童委員に生活保護新規申請者の生活状況の現況確認を依頼している。(亀山市での生活歴の長い人が対象) また、保護受給者のうち、見守りが必要な人への定期訪問も依頼し、生活状況の提供をいただいている。 ・平成27年4月施行の生活困窮者自立支援事業については、自立相談支援機関を通じて制度の周知を図っている。</p> <p>・各地域の見守り活動等については、地域活動や各種ボランティア活動を通じて、活発に行っていただいている。 ・地域まちづくり協議会を通して、民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員など多様な主体が連携・協力するための取り組みを支援している。</p> <p>・民生委員・児童委員に、日々の活動や市から依頼する高齢者実態調査を通して、要支援者や生活困窮者の状況を把握いただき報告をいただくことで、高齢者の見守りを推進した。 ・年間を通して市で高齢者訪問を行うほか、在宅介護支援センターも訪問活動を行い、互いに連携をとりながら高齢者の見守りに取り組んだ。</p>	<p>・民生委員・児童委員が、日常の見守りの中で、地域において生活が困窮し孤立している人を早期に発見し、適正に相談機関(生活保護担当や自立相談支援機関)につないでいただくよう、取組の協力を求めている。</p> <p>・民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員などが協議できる機会を増やし、迅速に対応できるよう支援をしていく。</p> <p>・民間事業者や地域の各種団体等との連携強化を図る。</p>
<p>「亀山市民ネット」や市民活動情報紙「市民活動ニュース」を作成及び配布し、市民活動の情報提供を図ります。</p>	<p>・「亀山市民ネット」の情報更新や新規登録を随時行っており、新規登録者のために2回説明会を開催した。また、「市民活動ニュース」について、行事予定やお知らせ記事を掲載し、市民活動情報の提供を行った。</p>	<p>・「亀山市民ネット」や「市民活動ニュース」の他にも市民活動の情報提供を行い、新規にかかわる人の発掘や既存の団体の後継者への育成が必要である。</p>
<p>本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。</p>	<p>・ビジネス手法で市民ニーズに応える取組の可能性はあるが、新たな事業展開には至っていない。</p>	<p>・コミュニティビジネスの情報発信や立ち上げの支援などについて、先進事例を研究していく必要がある。</p>
<p>地区コミュニティで、高齢者、障がい者等で援助を必要とする本人や家族に対し、地域で安心して生活できるよう、「小地域ネットワーク活動」を支援します。</p>	<p>・平成26年度までは、福祉のまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた福祉活動を展開する小地域ネットワーク活動に対し、市の補助事業として実施してきた。平成27年度からは、亀山市社会福祉協議会事業として位置づけ、福祉委員の委嘱をはじめ、小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会活動助成事業を実施している。</p>	<p>・平成27年度以降は、亀山市社会福祉協議会の助成事業として、福祉のまちづくりを推進する事業として位置づけていく。</p>

(2)防災・防犯対策の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
<p>災害時における安全を確保するため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織(自治会など)による防災訓練を支援します。</p>	<p>・亀山市総合防災訓練及び各地域での要望に応じた防災訓練を実施した。</p> <p>・市内20自治会等に対して防災訓練を実施した。 亀山消防署 5自治会等 関分署 5自治会等 北東分署 10自治会等</p> <p>・関宿伝統的建造物群保存地区消防訓練を実施した。(関分署)</p>	<p>・自主防災組織のうち訓練を実施していない自主防災会(隊)が存在する。また、自主防災組織未結成地域がある。</p> <p>様々な機会に訓練の重要性を訴えるとともに、自主防災組織未結成地域が訓練に参加できるよう対策を講じる必要がある。</p> <p>・訓練に参加する自治会等が固定化してきており、新規に訓練に参加する自治会等が少ないため、広報やケーブルテレビなどを通じて、広く市民への訓練参加を呼び掛ける必要がある。</p>
<p>自主防災組織連絡協議会を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。</p>	<p>・防災意識の高揚、「自助」「共助」の推進を図るため、防災講演会を実施した。</p>	<p>・具体的な取り組みである、「市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。」及び「自主防災組織連絡協議会を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。」で網羅できている。</p>
<p>ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯など災害時要援護者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを行うため、災害時要援護者支援制度を充実します。</p>	<p>・民生委員・児童委員に依頼して例年実施している高齢者実態調査により把握したひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、要援護者台帳への掲載を案内・意思確認し、台帳整備を行った。</p> <p>・平成27年度には、要支援者の精査に向けて亀山市避難行動要支援者名簿の整備に関する内規を定めた。</p>	<p>・登録者数が膨らんでいるため、登録内容の適切な更新・管理を図る。</p> <p>・災害時要援護者サポート事業実施要綱による新たな災害時要援護者台帳が整備される間、災害時に真に支援が必要な対象者に支援が行き届かない恐れがあるため、亀山市避難行動要支援者名簿の整備に関する内規に基づき要支援者の精査を早急に行う必要がある。</p>
<p>地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯活動団体による活動を支援します。</p>	<p>・防犯委員会へ補助金を交付し、その活動に対する支援を行った。</p> <p>防犯委員会や青少年育成市民会議等、市内で活動する防犯団体同士の意見交換会を開催し、連携と協力体制を強化するための協議を行った。</p>	<p>・防犯団体相互の意見交換の実施頻度を高め、迅速な防犯対策の実施につなげていく。</p>

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子ども、障がいのある人の交流会を拡充し、思いやりの気持ちを育みます。	・総合保健福祉センターでの「笑顔のつどい」に保育所の子どもが参加し、高齢者との交流を図った。また、保育所の子どもたちが地域の老人施設を訪問したり、地域の活動に参加し、高齢者との交流の場をもった。 ・各学校において、特色ある学校づくりに取組み、土曜授業日や各教科の学習活動等で高齢者や障がいのある方々との触れ合いの場を設定し、共に支えあう意識の醸成に取組んだ。	・地域によって活動が盛んな地域とそうではない地域があることから、地域の高齢者とのふれあいも機会がもてない保育所等もある。 ・今後も、児童生徒の発達段階に応じた取り組みを継続的に実施していく必要がある。
市民の交流活動を促進するため、既存施設などを活用した活動拠点の確保・提供を図ります。	・市民活動センター「みらい」は、地域活動や営利目的などを除く市民活動を中心に活動拠点として、場の提供を行った。	・施設の利用は、政治、宗教、営利目的以外の団体に限定しており、引き続き市民活動団体の活動拠点として、公正に利用できるよう施設管理に心掛ける必要がある。
ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などが地域で孤立しないよう、活動を充実するための支援を行います。	・ボランティア団体の協力を得て、地域の子育てを支援するひろば事業を実施した。また、社会福祉協議会との共催により、子育てサロン交流会を実施した。 ・高齢者の訪問事業等を通じ、必要な方にサロン等の周知に努めた。地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン等へ出向き健康教育健康相談を実施した。 11会場 232人参加	・地域のボランティアの方や、子育てサークルの皆さんとのネットワークを更に深めていく必要がある。 依頼がある団体に偏りがあつた。広く依頼啓発に努める。
地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する子どもの居場所づくりを進めます。	・放課後子ども教室を市域の全小学校区で実施し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動などを通じて地域住民との交流が行われ、地域における子どもたちの居場所づくりの形成が図られた。	・放課後子ども教室の持続的展開のため、放課後子ども教室だけではなく、地域における子どもたちの居場所づくりについて第2次総合計画や生涯学習計画に位置付けて地域や関係団体との意識共有を深めて取り組むことが必要である。
昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、学童保育所を充実します。	・アンケート調査を実施し、翌年度の放課後児童クラブ利用児童数を把握し、待機児童の発生が見込まれた小学校区については、新たな放課後児童クラブを設置することで、待機児童の発生を未然に防ぐことができた。	・放課後児童クラブについては、対象年齢が小学校6年生まで引き上げられたことや就労を希望する家庭の増加等から、入所を希望する家庭の増加はしばらくの間続く見込まれており、新たな放課後児童クラブの設置が必要である。また、各放課後児童クラブと協議し、それぞれの事情に応じた支援を行っていく。
地域社会全体が子育て家庭に目を向け、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもとに、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。	・市内各幼稚園・保育所等において園開放を実施した。地域のコミュニティセンターや、集会所を利用して地域拠点型のひろば事業を実施した。	地域によって参加者数にはばらつきがある。開催数や開催場所等を再検討し、通信やホームページ等での更なる周知を行っていく。
認知症高齢者を家族だけでなく、地域全体で支える支援の仕組みを構築します。	・認知症サポーター養成講座を13回開催することができた。	認知症サポーターを養成するとともに、地域での見守り活動を活発に展開できるよう働きかける必要がある。

(4) 関係機関との連携

具体的な取組	取組実績・成果	課題・改善点等
社会福祉協議会と連携し、サロン活動や福祉委員に関する活動の支援を行います。	・子育てサロン交流会を社会福祉協議会と共催して実施した。また、高齢者の訪問事業等を通じ、必要な方にサロン等の周知に努めた。	・平成29年4月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業において、サロン活動等の地域の自主的な活動の場は今後も求められている。 ・サロン活動は、共同募金配分事業であることから、亀山市社会福祉協議会を通じて事業助成を継続して実施していく必要がある。
各種活動団体の情報提供を充実することにより、活動団体間の連携強化を支援します。	・市民協働センター「みらい」を情報交換の場として、チラシやポスターによる情報提供を行った。	・利用団体は限られてきており、新規の団体はなかなか増加していかない。引き続き広報啓発を行っていくとともに、市民活動支援について新たな手法を考えていく。
あいあい祭りなど、各種活動団体の交流の場を提供します。	・あいあい祭りは、総合保健福祉センター及び医療センターを会場として、健康・福祉・医療をテーマに実行委員会が主体となり、ボランティア体験や活動紹介、ステージ発表など、幅広く福祉関係団体やボランティアが一堂に集い開催した。	・毎年の恒例の事業(イベント)となっており、催しが前年踏襲とならないよう、部会制をとり事業内容の検討や、新規の参加団体を増やしていくように取り組んでいく必要がある。

亀山市地域福祉計画(平成27年度)事業実施状況

亀山市

<p>民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の活動を支援します。</p>	<p>・民生委員・児童委員の任期は3年(直近は平成28年12月1日)であり、自治会連合会を通じて次期候補者について、推薦の準備していただくよう依頼した。 ・民生委員・児童委員協議会連合会に対して、活動を支援するため助成金を交付している。</p>	<p>・民生委員の一斉改選は、従来は自治会連合会に依頼して候補者を決定していただいているが、平成28年度にまちづくり協議会が市内全地区で設立されたことを受けて、平成31年度の一斉改選時には、候補者の選出について、依頼する団体としてまちづくり協議会も含めて決定する必要がある。 ・一斉改選の際には約半数が交替する傾向にあるため、新規に着任された方にもわかりやすく福祉制度や地域での活動・役割について説明を行っていく必要がある。</p>
<p>地域福祉の推進に向け、総合保健福祉センター「あいあい」を拠点に施策などの推進を図ります。</p>	<p>・総合保健福祉センターは、健康・福祉・医療など関係機関やボランティア団体をはじめとした各種会議・研修会や健(検)診業務を実施実施し、拠点施設として機能している。また、あいあい祭りを開催し、関係団体・機関の交流・発表の場として機能している。</p>	<p>・今後も拠点施設として機能していくよう努める。施設がオープンして15年が経過し、施設内の修繕箇所が年々増加傾向にあるため、計画的に修繕を実施し、福祉サービスが低下しないよう施設の適正な管理に努める必要がある。</p>

亀山市地域福祉計画 重点プロジェクトについて

1 地域交流プロジェクト

【取組】

地域におけるサロン活動を中心とし、交流や見守り活動、地域福祉に関する人材育成などに取組みます。

【具体的な内容】

社会福祉協議会が取組んでいるサロン活動を拡充するため、箇所数を増加するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることができる新しいカタチのサロンの設置を支援します。

【現状】

サロン活動の実績

	H22 年度末	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 実績
団体数	33	50	55	54	60
参加者数	8,640	12,614	14,351	18,147	19,176

(目標値: 亀山市総合計画後期基本計画 H28 年度末 55団体 15,000人)

※: 亀山市地域福祉計画 参加者数 H28 年度末 7,000人

… H21 年度実績 4,272人をもとに目標値を設定した。

・サロン活動に対する支援＝共同募金配分事業を財源として助成(亀山市社会福祉協議会)

- ① ふれあい・いきいきサロン助成事業
- ② 子育てサロン助成事業

・高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象としたサロン活動は、目標値を上回っており、設置団体数、参加者数とも年々増加している。

H27 年度末現在、ふれあい・いきいきサロン51団体、子育てサロン9団体である。

(亀山市社会福祉協議会に申請のあった団体)

・地域のボランティアや地域福祉関係団体等を対象に亀山市地域福祉講演会を開催した。支え合いの仕組みづくりアドバイザー 常設型サロンの代表を招き、先進事例を学習し、きっかけづくりの場となった。(H27.3.1実施)

・サロン活動の新しいカタチ

- ①誰もが気軽に立ち寄れる地域の茶の間、まちの喫茶室
- ②子どもから高齢者まで参加できる共生型サロン
- ③いつ行っても開いている常設型サロン

※ 今年度から、西町に「子ども食堂(みんなの食堂)」がオープンし、子どもから大人まで、だれでも参加できる居場所づくりが開設された。

また、気軽に立ち寄れる地域の茶の間(本町4丁目)や、コミュニティセンター(井田川北)を拠点に、毎週開設しているサロン活動の取組が始まってきている。

2 地域福祉活動拠点プロジェクト

【取組】

地区コミュニティセンターを活動拠点とし、コミュニティ活動の推進だけでなく、地域での拠点として出張相談や出前講座、健康づくり活動などを行うとともに、福祉に関する情報提供の充実に取組みます

【具体的な内容】

地区コミュニティセンターを地域福祉の活動拠点として位置づけ、地域の課題などの検討を行うとともに、地区コミュニティの福祉委員会や地域で活動している民生委員・児童委員と総合保健福祉センター「あいあい」を核とした市との連携を強化することで、地区コミュニティにおける地域福祉をさらに推進します。

【現状】

・福祉サービスの内容により、地域での活動拠点が異なる状況にある。

地区コミュニティセンターを拠点とした事業

⇒ 健康づくり応援隊養成講座、行政出前講座、福祉委員会の活動など

公民館や地域のサロンを拠点とした事業

⇒ 健康教育、健康相談事業、行政出前講座など

地域包括支援センター、在宅介護支援センターの業務

⇒ 高齢者等に関する総合的な相談・支援、介護予防のサービスの利用調整、地域のネットワークづくりなどは各センター内で実施している。

⇒ 認知症等の学習会は、職域での研修の依頼により、市内の各事業所に出向いて実施している。

市民協働センターみらいを拠点とした事業 ⇒ 市民活動団体の交流促進など

市内自治会を拠点とした事業 ⇒ 防災対策(自主防災組織)・防災訓練指導)など

3 地域支え合い体制づくりプロジェクト

【取組】

地域における支え合い活動を行う NPO など、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの立ち上げや、企業やボランティアとの連携体制の構築を支援します。

【具体的な内容】

地域における支え合い活動を行う NPO などや地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの立ち上げを支援するとともに、企業やボランティアとの連携体制の構築を支援し、地域の支え合い体制づくりを推進します。

【現状】

・NPO 法人について (三重県 環境生活部 男女共同参画・NPO 課 NPO 班)

亀山市における NPO 法人の設立状況

新たに認可を受けた福祉関係団体 = 2団体

※ うち、ぽっかぽかの会は、あいあい喫茶営業に際し、NPO法人格の所得を条件としたため、一年間、会員で協議を重ね取得に至った。

NPO法人の設立に向けての相談窓口 = 市では共生社会推進室となるが、直接の相談の実績はない。みえ県民交流センター指定管理者の特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター(アスト津3階)で毎年度研修を実施している。

・買物難民に対する移動販売の取組みについて

最近の動きとして、鈴鹿市の個人店舗や、市内外の大型のスーパーなどで会員を募り、日常雑貨や食材を自宅まで届けるサービスを市内で始めている。

・高齢者の見守りや生活援助の取組みについて

三重県においては、コンビニ(セブン・イレブン)、JAと協定を結び、高齢者の見守りや認知症サポーター研修等への事業者の職員に対して参加を促す取組みが始まった、(H28. 7. 26 付け新聞記事)

新聞販売店において、希望者に高齢者の連絡先を事前に登録し、配達時に異常を感じた場合(受け入れ口に何日も溜まっている場合など)に通報する取組み

銀行において、定期的な積み立てをしている高齢者の見守り

地域福祉に関する最近の動向

(第2次地域福祉計画に加える事項)

介護保険法の改正

・地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実する。

亀山市において、在宅医療連携システム(かめやまホームケアネット)稼働(H27.2.22～)

⇒ 医師会・歯科医師会をはじめ、医療・介護・福祉の他職種が連携し、在宅での生活を支援。

生活困窮者自立支援事業

平成27年4月 法施行

必須事業 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金

任意事業 ①家計相談支援事業 ②学習支援事業

(③就労準備支援事業 ④一時生活支援事業)… 現状は未実施

生活困窮者の情報と現状の把握。関係機関や他制度の支援。日常的な見守り支援。・

生活困窮者への支援を通じた地域づくり。生活困窮者の自立に向けた就労支援。

要援護者の支援

・要援護者の把握について

亀山市地域防災計画における災害時要援護者の定義

⇒ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人

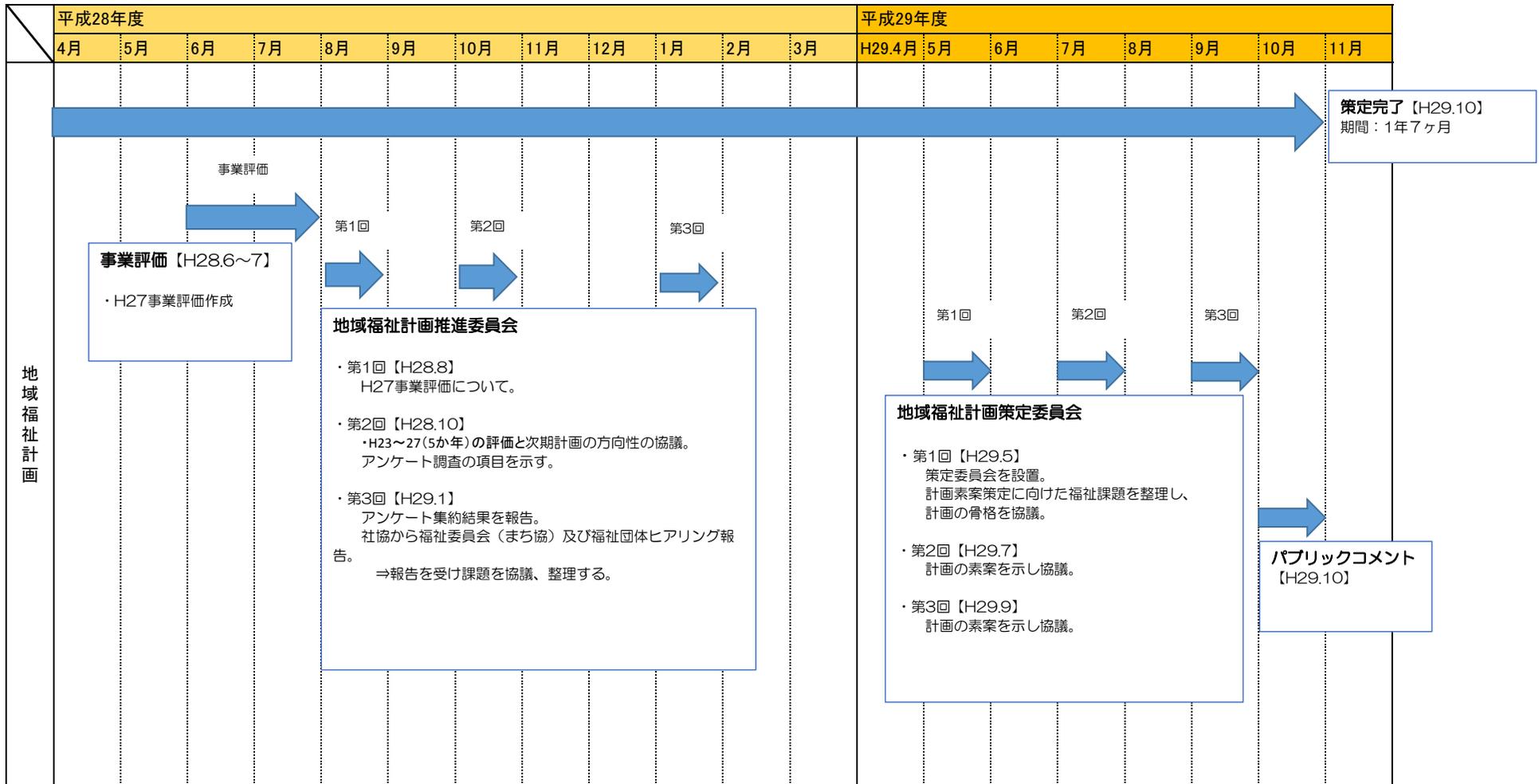
災害対策基本法の一部改正 (法第49条の10第1項)

市長は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、名簿を作成しておかなければならない。

亀山市地域まちづくり協議会の設立

平成28年5月、全ての地区コミュニティは発展的に解消され、市内全域で22の地域まちづくり協議会が設立された。

第2次地域福祉計画 策定スケジュール(案)



平成 28 年度第 1 回亀山市地域福祉計画推進委員会議事概要

開催年月日： 平成 28 年 8 月 25 日（木） 午前 10 時

開催場所： 亀山市総合保健福祉センター 2 階 研修室

出席者： 8 名

川村久美子 蒔田勝義 明石澄子 草川和久 鈴木壽一
古川鉄也 佐久間利夫 駒谷みどり

欠席者： 不破爲和

定刻になり事務局は、本日の委員 9 名のうち 8 名の出席があり、過半数に達しており、有効に成立した旨を告げ、開会を宣す。

事項書 1 委員長あいさつ

事項書 2 亀山市地域福祉計画の進捗状況及び評価について

【 1. 地域福祉を支える意識づくり】

資料に基づいて、亀山市社会福祉協議会と事務局からそれぞれ説明

委員長：まずは「1. 地域福祉を支える意識づくりについて」何かご質問、ご意見をお願いします。

委員：私の地区では、サロンを月に 1 回開いており、14、15 人くらいの方が集まっています。日常の具体的な生活ぶりがお互いに分かっているので、サロンに来ていなくても最近畑にいるのを見たよと情報交換などがしやすいです。外部からの声かけが行き届かないような人には、地域の福祉委員さんをお願いするのがいいと思います。民生委員さんは 2 地区以上を受け持っている方もいるので、活動の範囲が広いため、より身近な福祉委員さんの役割を高める方がいいと思います。

委員：事務局から取組の実績・成果等の報告があったが、平成 27 年度が 26 年度と比べて良くなったのかがよく分からないと思います。

また、民生委員・児童委員の成り手不足が新聞に載っていましたが、亀山市の実態はどうですか。人づくりにもっと力を入れるべきだと思います。自治会長をしている人が充て職でやっているところが多いため、任期がずれな

いように厚生労働省に要望して行ってほしいです。

まちづくり協議会ではいきいきサロンをやっています。福祉に関する新しいメニューを増やすといいと思います。

健康都市連合に亀山市は加盟しており、県下では亀山市だけと聞いている。このようなすばらしいことは、もっとまちづくり協議会を活用して発信していくべきだと考えます。

委員長：いろいろご意見をいただきましたので、事務局からお願いします。

事務局：先日、亀山市民生委員推薦会を開催し、次期候補者を県に進達したところです。なお、民生委員・児童委員で2地区及び主任児童委員1名が調整中です。民生委員さんの選出は今まで自治会長さんをお願いをしていましたが、自治会で調整できないところもあり、そういったところは行政が地区に出向いてお願いをしているところです。

サロンに行けない人のフォローについてですが、行政としてなかなか関わっていないのが現状です。それぞれの地域の近くにサロンができることを期待します。

孤立してみえる方の災害時の支援につきましては、真に支援が必要な方へ支援が行き届くように、避難行動要支援者名簿の整理を行います。

委員：健康づくりにつきましては、講座を開催しておりますが、健康づくりの輪を広げていくことが難しい状況です。開催地区を増やしたり、新しいメニューを増やしたりして、地域での健康づくり活動が広がるように地域とも相談しながら取り組んでいきたいと考えています。

社協：福祉委員さんには高齢者宅への訪問やサロン活動への参加などを通じて地域の困りごとを社会福祉協議会へ伝えてもらうようお願いをしています。まちづくり協議会を中心に盛り上げていきたいです。

委員長：委員からご意見のありました取組に対する評価の仕方も工夫をお願いします。

【2. 安心してサービスを利用できる環境づくり】

資料に基づいて、亀山市社会福祉協議会と事務局からそれぞれ説明

委員長：では「2. 安心してサービスを利用できる環境づくり」について何かご質問、ご意見をお願いします。すぐに、意見が出ないようでしたら、「3. 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり」について、事務局からの説明を聞いてからトータル的にご意見をいただければと思います。

【3. 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりについて】

資料に基づいて、亀山市社会福祉協議会と事務局からそれぞれ説明

委員長：では全体的にみて、何かご意見等があればお願いします。

委員：ボランティアグループが社会福祉協議会の方に登録すれば、みらいの市民ネットにも登録できるようにリンクさせてほしいです。

委員：各担当室がそれぞれ課題を抽出していますが、内容が各室の所管する計画の観点からの課題となっていて、地域福祉として捉えた課題抽出になっていないと思います。課題に対して取組があるが、しっかりとおさえていないと次につながらない。

委員長：今日、提出してもらっているものをベースに地域福祉として焦点化して抽出した方がいいと思います。

委員：あいあいまつりは近年イベント化され、本来の福祉のまつりになっていないように感じます。高齢者等に対するPRや情報発信、福祉機器や介護ロボット、在宅サービス等の紹介をしてほしいです。

市民協働センターみらいの記述がありますが、みらいの情報発信するという本来の機能がずれてきているように思います。

委員：民生委員さんと在宅介護支援センターとの連携が必要だと考えます。

委員：関係機関との連携というが、関係機関とは具体的にどういったところを指すのかよく分かりません。ドコモや警察との連携や情報交換はされているのでしょうか。関係団体からの生の声を聞く場や、コミュニティバスなど、他部署との連携も充実させてほしいと思います。

委員：サロンでは、1カ所が送迎サービスをしています。まずは、歩いて行けるサロンを作りたいと思います。送迎サービスをどこが担うかは改めて考えていく必要があります。

委員：ボランティアグループでは、送迎サービスについては、社会福祉協議会の送迎サービス保険をかけて行っています。

委員長：障害者差別解消法が4月から施行されました。他市でのことですが、聴覚障害者に渡す文書に問い合わせ先が電話番号だけの記載で、FAX番号が載っていなかったことがありました。また、市庁舎にかけるスポーツの懸垂幕がオリンピックのものだけで、パラリンピックのものが掲げてなかったこともありました。合理的配慮は行政では義務なのでチェックをしてほしいと思います。

委員：障害者差別解消法の施行に向けて幹部職員を対象に研修を行っていま

すが、1人ひとりの職員の意識はなかなか変わらないので気をつけていきたいと思います。

事項書3 次期計画策定に向けて

資料に基づいて、事務局から説明

委員長：時間もあまりありませんが、何かご意見等があればお願いします。

委員：地域福祉計画の策定スケジュールの説明で、社会福祉協議会から福祉団体ヒアリングの報告をうけるという説明がありましたが、市ではヒアリングを行わないのか。

委員：市も必要だと思います。

委員：市の総合計画の会議にも参加しているので、重ならないように日程調整をお願いします。また、先ほど出てきましたサロンについてですが、空き家対策ともからめて考えるといいと思います。

社協：地域福祉活動計画の予定ですが、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画の動向を見ながら進めていきますので、1・2カ月遅くなると思います。

事項書4 その他

委員：以前に配布してもらっている資料で持参する資料があれば、開催通知に書いておいてください。また、配布してもらった資料はパンチ穴をあけておいてください。

事務局：次回の委員会の開催は、10月の予定です。

本日の議事概要をまとめ、委員の皆さんにご確認いただいた後、亀山市ホームページに掲載しますので、よろしく願いいたします。

委員長はここで閉会を宣し、解散した。時に午後0時10分。